

第2編

生活環境影響調査書作成に関する審議経過

第1章 方法書に関する審議経過

1. 地元説明会、環境保全協議会の意見及び事業者の見解

方法書に対する地元説明会、環境保全協議会の意見及び事業者の見解は、表 1.1(1)～(2)に示すとおりである。

表 1.1(1) 地元説明会、環境保全協議会の意見及び事業者の見解

番号	項目名	意見内容	事業者（松本市）の見解
1	全般	<p>・「山田地区の集落内を通行する土砂等の運搬車両の影響について、特に重点的に取り扱います。」とあり、山田地区の中の状況をしっかりと調査してもらえらると期待している（意見のため回答不用）。【環境保全協議会】</p>	<p>—</p>
2	第3章 3.3.2 騒音 3.3.3 振動	<p>・道路交通騒音、振動の調査は年1回の実施としているが、いつ調査を実施するのかわからない。結果は交通量によって大きく変わるため、交通量が多いときや最終処分場で作業が行われるような日を選んで調査してもらいたい。【地元説明会】</p>	<p>・以前からダンプ通行時の振動発生についてご意見を頂いているところですので、実際に影響がある日を選んで調査するよう、検討して方法書に反映します。 【事後回答（案）】</p> <p>・今回の環境影響評価で実施する調査は、新最終処分場建設前の状況を把握するものです。交通の状況を勘案して適切な時期に現況調査を実施し、調査結果に基づき、建設工事や施設の稼働に伴う環境への影響を適切に予測する中で、保全対策を検討してまいります。</p> <p>・なお、方法書（案）に記載のとおり、騒音、振動の予測対象時期の中で「工事による影響については施設が定期的に稼働する時期についてに、存在・供用による影響については施設が定期的に稼働する時期について予測する。」としていますので、ご意見の趣旨を考慮した予測を行います。</p> <p>・新最終処分場の建設時及び供用開始後に、環境への影響が今回の環境影響評価による予測とかけ離れている場合には、可能な限り速やかに環境保全対策を講じます。</p>
3	第3章 3.3.6 水質 図3.3.4	<p>・現最終処分場の西側に廃棄物が残置される場所があり、その廃棄物は現在の埋立基準であれば基準を超えているということである。その場所の近くに観測井を設置することが全体基本計画に記載されているが、方法書にはどう反映されているのか。【地元説明会】</p>	<p>・新たに設置する現最終処分場西側の観測井は令和7、8年度に設置を予定しているため、来年度から行う現地調査では、同じく西側にある既存の観測井における調査により現状把握を行い、新しく建設する最終処分場が環境に影響を与えないかどうかを検討します。</p> <p>・今回の環境影響評価で現況を把握した上で、新たに新最終処分場の影響を確認するために設置する観測井のモニタリングを実施していきます。 【事後回答（案）】</p> <p>・ご質問の中でおっしゃられた現最終処分場西側に新しく設置する観測井は、新最終処分場の影響を確認するための観測井ではなく、現最終処分場の環境保全対策として、現最終処分場で西側に残置される廃棄物の影響を確認するためのものです。</p>
4	第3章 3.3.6 水質 図3.3.4	<p>・流量の調査地点は最終処分場の下流側のみで、上流側では行わないよ。うだが、調査を実施して、上流と下流の流量を比較してはどうか。【地元説明会】</p> <p>・水質の調査地点は山田地区の中にはないが、山田地区内での水質調査をぜひお願いしたい。【環境保全協議会】</p>	<p>・流量の調査地点については、最終処分場の影響が上流側に及ぶとは考えにくいいため、下流側のみの調査としています。 【事後回答（案）】</p> <p>・地形上、山田の集落内の水質と新しく建設する最終処分場下流の水質とは関連が薄いと考えているため、今回の環境影響評価では集落内の水質及び流量は取り扱いません。</p>

表 1.1(2) 地元説明会、環境保全協議会の意見及び事業者の見解

番号	項目名	意見内容	事業者（松本市）の見解
5	第3章 3.3.13 景観 図3.3.9	<p>・景観の調査地点では、犀川を挟んだ熊倉地区にも調査地点が設定されている。あえて熊倉地区を調査地点に選定しているのはどういう理由からか。【地元説明会】</p>	<p>・現最終処分場は、周囲から見通せる場所はほとんどない状況ですが、熊倉地区のこの調査地点周辺からは、一部が見える状況となっています。 ・特に重要な眺望点ではないものの、西側からの眺望の代表地点として選定したものです。 ・新最終処分場の建設が景観に大きな影響を与えないと想定していますが、調査によりそれを確認する意図があります。</p>
6	第3章 3.3.10 植物 3.3.11 動物 図3.3.7 図3.3.8	<p>・動植物の調査範囲から山田池周辺が抜けている。敷地境界から200mとしているが、蔽密に200mにはなっていないようだが、調査範囲の設定はどのような考え方で行っているのか。【地元説明会】</p> <p>・山田地区の集落内に影響があるものについては、あらゆる角度で調査してもらいたい。【環境保全協議会】</p> <p>・動植物の調査範囲には山田地区の集落の3分の2程度しか含まれていない。全部とは言わないが、山田地区の集落内は重点的に調査してもらいたいという希望を持っている。【環境保全協議会】</p>	<p>・調査範囲については、事業による影響が及ぶ可能性のある範囲を検討した上で設定しています。今回の新最終処分場の建設では、騒音、振動、大気質などが主な影響であり、動植物についての影響は小さいと考えています。 ・動植物への影響は、尾根を越えてその先まで及ぶようなことはほとんどないと考え、尾根向こうは調査範囲から外しています。西側は低くなっており下流側になるため、何かあったときには影響範囲が広がると考え、調査範囲も広く取っています。 ・調査範囲は事業による影響が及ぶ範囲を選定していますが、頂いた意見を基に精査させていただきます。 【事後回答（案）】 ・調査による生育・生息環境の攪乱に配慮し、新最終処分場の建設において影響が及ぶ領域に調査範囲を限定した上で、影響予測に十分な調査を実施します。 ・なお、新最終処分場の建設時及び供用開始後に、環境への影響が今回の環境影響評価による予測とかけ離れている場合には、可能な限り速やかに環境保全対策を講じます。</p>
7	第3章 3.3.14 触れ合い活動の場 図3.3.10	<p>・触れ合い活動の場について、山田地区の集落の中は重点的に影響を調査してもらおうところではないかと思う。【環境保全協議会】</p>	<p>・調査範囲は事業による影響が及ぶ範囲を選定していますが、頂いた意見を基に検討させていただきます。 【事後回答（案）】 ・散歩等をされる地区にお住まいの方の活動に影響を及ぼす可能性があると考えられるため、山田町会集落内に調査地点を追加します。</p>
8	第3章 3.3.14 触れ合い活動の場	<p>・触れ合い活動の場に、現地調査でヒアリングを行う計画となっているが、どのような調査を行うのか。【地元説明会】</p> <p>・山田町会に住んでいる住民の感覚として、廃棄物最終処分場があることによるイメージダウンというものがある。最終処分場があることによる山田地域のイメージに対する影響をぜひ調査して頂きたい。有識者会議にも地元からの意見として伝えてほしい。【地元説明会・環境保全協議会】</p>	<p>・ゴルフ場やアルプス公園については、施設管理者から利用者数などの情報、利用者から「どのくらいの頻度で何をしようというルートで来たか」等を調査することで、交通の状況が変化したときどのような影響が及ぶかを検討する予定です。 ・利用者からの聞き取りの際に、「最終処分場があるのを知っているか」「どのように感じているか」という設問を設けることは可能ですが、環境影響調査の中でどこまでできるかという部分は、有識者会議でも意見を伺いながら検討します。 【事後回答（案）】 ・環境影響評価として扱える範囲を超えているため調査項目とはしませんが、他の方法で最終処分場があることによる山田地域のイメージを調査する手法を検討していきます。</p>
		以下余白	

2. 有識者会議の意見及び事業者の見解

方法書に対する有識者会議の意見及び事業者の見解は、表 1.2 に示すとおりである。

表 1.2 有識者会議の意見及び事業者の見解

番号	項目名	意見内容	事業者（松本市）の見解
1	資料別紙1 有識者会議の意見と事業者の見解	・9番について、悪臭は説明会の前月に測定したが大きな値ではなかったと答えているが、具体的な測定結果はどうだったか。	・臭気指数で10未満でした。
2	資料別紙2 住民からの意見と事業者の見解	・3番について、事後回答案を住民の方に示す予定があるか。 ・資料の事後回答を読む限りでは、既設の井戸と新規に設置する井戸の位置や設置時期がわかりにくいように思う。	・事後回答案は住民の方にご説明する予定です。 ・ご指摘の通り、複雑でわかりづらくなっていますので、住民の方に説明する際には、図面等も使って丁寧に説明します。
3	資料別紙2 住民からの意見と事業者の見解	・4番について、集落内の水質については事業と関係ないことが明確であるため調査しない旨がはっきり書かれているが、流量については回答に書かれていない。	・ご指摘の通りです。流量についても水質と同様の見解ですので、回答に追記します。 【事後回答】 ・資料別紙2の事後回答に、流量についての記述を加えます。
4	資料別紙1 有識者会議の意見と事業者の見解	・3番について、地形的に見て最終処分場からの水は地形的に見て北側にまっすぐ流れると考えるとよいか確認したい。	・ご認識の通りです。最終処分場はもとも沢になっていた場所であり、南側が高く、北側が低くなっています。
5	第2章 2.3.3 地象の状況	・方法書（案）にボーリング柱状図が示されているが、地層断面図は描かれていないのか。南北方向の地層断面図があるとわかりやすい。	・作成した地層断面図がありますので、方法書に添付します。 【事後回答】 ・第2章 2.3.3 地象の状況（P2-78）に地層断面図を追加します。
6	資料別紙2 住民からの意見と事業者の見解	・6番について、山田地区全体を調査範囲としない理由について「調査による攪乱を防ぐため」と記載している。攪乱防止は重要ではあるが、これを理由に十分に調査がなされないという疑念を持たれる可能性があるため、調査による攪乱を防ぎつつ、しっかり調査するという趣旨で説明するのがよい。	・承りました。 【事後回答】 ・資料別紙2の事後回答に、しっかり調査する旨の記述を追加します。
7	資料別紙2 住民からの意見と事業者の見解	・2番について、騒音・振動について、住民の方が交通量の多い時に調査を希望するのは十分わかるが、それに対する回答が「ダンプ通行が多い時に調査することを検討する」と読めるため、工事前・稼働前の調査の方法としては違和感がある。	・資料2の回答については、検討します。 【事後回答】 ・資料別紙2の事後回答に、交通量が多くなる日を想定して調査を行う旨の記述を追加します。
8	資料別紙2 住民からの意見と事業者の見解	・2番について、交通量の多い時期の影響を予測してほしいということが地元の方の意見だと思つたので、回答としては問題ない。 ・工事施工における影響が最大となる時期を想定し、いつ、どのような状況で生じるかを説明できるように準備しておいた方がよい。 ・影響が最大となる時期を想定するという点でよいが、 ・新処分場の浸出水は処理後に下水道放流する計画になっており、水質に与える影響は想定されないが、あえて調査項目として扱うということである。水質への影響があるという誤解を与えないためにも、取り上げる理由を明確に記述した方がよい。	・その通りです。 【事後回答】 ・資料別紙2の事後回答に、影響が最大となる時期の設定について、影響が最大となると想定した時期や工種、現場状態を生活環境影響調査書案に記載する旨を追記します。
9	第3章 3.3.6水質		・承知しました。 【事後回答】 ・第3章 3.3.6水質（P3-35）に、水質を調査項目としてあえて扱った理由を記載します。
		以下余白	

第2章 調査書（案）に関する審議経過

1. 地元説明会、環境保全協議会の意見及び事業者の見解

調査書（案）に対する地元説明会、環境保全協議会の意見及び事業者の見解は、表 2.1(1)～(2)に示すとおりである。

表 2.1(1) 地元説明会、環境保全協議会の意見及び事業者の見解

番号	項目名	意見内容	事業者（松本市）の見解
1	4-6 水質 4-7 水象	・敷地の西側に既設の井戸があり、新処分場では新たに4箇所の井戸を設定するとともに、西側にも新設される。水象の項目の予測・評価では、既存の井戸のみが対象とされ、これらの新設の井戸が扱われていないのではないのか。【地元説明会】	・水象の予測・評価は、特定の井戸に対して予測をしたものではなく、現地調査の結果から敷地周辺の地下水の状況全体として、定性的予測・評価したものです。全体として地下水への影響はないと見ています。 ・新設の井戸は、影響はないかどうかを確認するために設置するものであるため、事後調査で確認を行う計画としています。
2	1. 事業計画	・埋立可能年数を17年としているが、焼却灰・飛灰を埋立処分することが前提となっている。灰の溶融を行えば減容化されるため、埋立可能年数が延び、最終処分場の延命化が図れる。新設の最終処分場は、できるだけ長く使えるよう、減容化等を含めた検討をしてもらいたい。【地元説明会】	・現在の松本クリンセンターはストーカ炉であり、焼却灰・飛灰が出ています。松塩地区広域施設組合でまとめた基本構想、基本計画では、現在の松本クリンセンターに代わる新たな焼却施設もストーカ炉とすることとなっています。松本市では現時点では、新たな焼却施設からの焼却灰・飛灰を新処分場に埋め立てる計画とされています。
3	4-1 大気質 4-2 騒音 4-3 振動	・大気や騒音等の予測では、建設機械の台数や運搬車両の台数を設定しているが、実際に工事を行う業者とはどのような連携を取っていくのか。工事業者に対して予測設定の範囲内で工事をするように指示するのか。【地元説明会】 ・上回ることはないよう、どのように指示するのか。【地元説明会】	・予測では、影響が過小評価とならないよう、建設機械や運搬車両を多めに想定していますので、予測での規定が工事計画を大きく制約するものではありません。 ・生活環境影響調査を工事業者に示し、市として守るべき目標を提示して、工事ではこれを超えることがないよう指示します。
4	4-1 大気質 4-2 騒音 4-3 振動	・廃棄物の移送工事時の状況を踏まえると、タイヤの洗浄や走行速度を守るなどの、環境保全措置が業者との連携の中で本当に守られるのかの疑問がある。【地元説明会】	・環境保全措置の実施を徹底することは、一番重要なことだと認識しています。タイヤの洗浄や車両の通行による騒音・振動については、生活環境影響調査に書かれている以上に、業者にしっかりと指導します。
5	4-2 騒音	・工事中の建設機械の稼働に伴う、敷地境界における騒音の最大地点の場所はどこか。【環境保全協議会】	・敷地西側の、新処分場の観測井の南側辺りか敷地境界の騒音の最大地点になります。
6	4-6 水質	・本沢川合流前とあるが、どの川を本沢と解釈しているのか。【環境保全協議会】	・呑（からもも）から大口沢に向かう国道（国道143号線）沿いに流れている川を本沢川と認識しています。
7	4-9 地形・地質	・風水害や地震時にも最終処分場には影響がなかったとしているが、大雨時には、処分場の隣を走る市道や処分場の東側の斜面など、小規模な土砂崩落の発生はあったため、認識に入れてもらいたい。【環境保全協議会】	-
8	4-13 景観	・景観の予測写真では、工事によりスカイラインが変わる、土取場の法面が西側から見えなくなっている。景観が変わることによるストレスがあるかもしれないので、島内町会連合会での説明や地域全体への回覧などによる周知をして欲しい。【環境保全協議会】	・今までは地元である山田町会に説明をさせて頂いてきましたが、島内地区全体に対してのお知らせはしておりませんでした。ご要望を受けて、説明会、あるいは回覧、町会連合会での説明など、やり方はご相談させていただくとしても、島内地区に対してもご説明する方向で検討します。
9	4-16 温室効果ガス等	・土取場を隣接地に設けたことによる温室効果ガスの削減効果が記述されているが、調査書（案）では、廃棄物の移送工事の時の土砂の搬入のことには触れていない。土砂の調達方法の選択には、費用も理由もなっているとの認識だが、調査書（案）には費用の面にも触れていない。【地元説明会】	・新設工事では、地元の方からの提案を頂いて、隣接地に土取場を設けられることになったため、外から買うことと比較して、温室効果ガスの削減になるという比較をしています。 ・生活環境影響調査は、新設工事を対象としているため、新設工事で取り得る土砂の調達方法を比較しています。 ・費用の比較については、生活環境影響調査の対象ではないため、調査書には盛り込みません。

表 2.1(2) 地元説明会、環境保全協議会の意見及び事業者の見解

番号	項目名	意見内容	事業者（松本市）の見解
10	全般	・環境保全目標が守れなかった場合にどのような対応を取るのか。生活環境影響調査書の記載事項には強制力はあるのか。【環境保全協議会】	・生活環境影響調査で記載した環境保全措置の実施や、目標値を超過した場合の工事差し止め等の対応は、法的な拘束力はありません。あくまでも事業者が生活環境を保全するために立てた目標であり、事業者が目標を守るために努力していきま
11	全般	・工事の実施段階では、騒音など、調査書で掲げた目標が守られられない状況も考えられるため、工事に先立ち、地元と環境保全協定を取り交わす想定はあるか。【地元説明会】 ・廃棄物の移設工事の際、土砂の運搬中に道路が泥だらけになったり、町会がほこりだらけになったりした。移設工事の際に申し入れた苦情の対応が遅かったことを踏まえると、実行されるかどうか疑問がある。生活環境影響調査の内容と実際の工事の状況が一致しないようなことがないようにしてもらいたい。【環境保全協議会】	・環境保全協定については検討させていただきました。今度の新設工事では、施工管理会社とは別に、施工監理会社が入ります。施工監理会社と市が二重で監理する体制を取ります。 ・もし、著しく生活環境を乱すようなことがあった場合には、工事を中断して対応を取ることも考えてまいります。
12	全般	・目標値が守られているかの監理は市がしっかりとチェックし、我々からの苦情を受けてから対応するようにならないようにしてもらいたい。【地元説明会】	・新設工事では、施工業者とは別に、施工監理会社を入れます。施工監理会社と市が二重で監理する体制を取り、しっかりと管理を行います。
13	全般	・地元の要望・意見を受け付ける窓口を必ず開けておく必要がある。協議会の委員にも市議会議員が3人いるので、何かあったらすぐ話してもらい、地元の方の皆さんの安心・安全につながるようには工事を進めてもらいたい。 ・新処分場の建設は大きな計画である。周辺に豊科カントリー倶楽部という大きな集客施設もあるが、事業の実施については周知をしながら進めているか。【環境保全協議会】	・地元の方から意見等を頂かないように、環境保全措置を講じてまいりたいと思います。 ・建設工事については、今の時点では山田地区以外の方に対してはお知らせしていませんが、今後お知らせしていくことになると思います。
14	全般	・廃棄物の移設工事の際には、トラブルがあったときには市からの説明がなく、山田町会からの提案に対する市からの回答は口頭のみであった。事故や苦情があった場合には、願末書等の書面により、町会に報告があったら報告すべき。 ・浸出水の漏洩などの想定外の事故に対する、初動の対応が重要である。大きな事故が起こった場合には、現状把握の状況、たれがどうという判断をしたのか、どういった対応を取ったのかという報告を、地元に対してすべき。 ・トラックの低速走行を徹底するとの内容があるが、具体的にどのようなやり方で徹底させるのか。また、工事車両や作業者が事故を起こした場合には、山田町会には報告があるのか。【環境保全協議会】	・工事を中断するような状況になった場合、書面により町会にご報告して対応を相談させていただきます。地元の皆様との信頼関係を損ねないよう、しっかりと対応させていただきます。 ・供用開始後もトラブル等の発生時の対応の計画を立てます。 ・工事車両の低速走行の徹底については、工事契約の中に盛り込み、工事中は監視するなどの形で対応したいと思っております。
		以下余白	

2. 有識者会議の意見及び事業者の見解

調査書（案）に対する有識者会議の意見及び事業者の見解は、表 2.2(1)～表(3)に示すとおりである。

表 2.2(1) 有識者会議の意見及び事業者の見解 (令和6年8月26日開催)

番号	項目名	意見内容	事業者(松本市)の見解
1	第2章 2.2.2 交通の状況	【事前質問】 表2.2.4の12時間交通量調査の時間帯について記述を追加してほしい。	承知しました。
2	第2章 2.3.3 地象の状況	地震の想定ハザードマップについては確認しているか。松本市ではハザードマップや揺れやすさマップ等が作成されていると思うので、今後予想される災害についても調べてほしい。	【当日回答】 ハザードマップは調べてありますが、調査・予測・評価の部分には記述しておりませんでした。調査書にハザードマップ等についての記述を追加します。 【事後回答】 令和6年4月発行の「松本市ハザードマップ(防災マップ)」を第2章 地象の概況 2.3.3 地象の状況に追加し、記述します。 「松本市の地盤と揺れやすさマップ」では、対象事業実施区域周辺は範囲から外れているため、長野県の「信州くらしのマップ」より、第3次長野県地震被害想定調査(平成27年3月)による震度予測の結果を参照して記載します。
3	第2章 2.3.3 地象の状況	埋立の斜面に対する安定計算はしているか。地震を想定した安全計算の結果も示してほしい。 埋立物の土質定数の設定や安全率はどうになっているか。盛土部分の地下水の状況の想定をどのようにしているかなど、設定値を含めて見せてほしい。	【当日回答】 これまでの計画策定の中で、安定計算を行っています。 最終処分場の建設にあたり遮水シートがずれないとか、陥没しないという安全計算はしております。埋立地の周辺での安全計算は過去に実施しましたが、今後埋立地がでさる部分での円弧滑りについては計算していません。地震時の安定計算については確認します。 【事後回答】 処分場建設に先立って行った、廃棄物移設工事の設計において、廃棄物の土質を考慮して埋立の斜面の安定計算を行っており、地震時にも安定であるという結論を得ています。 計算方法、土質定数や安全率等の設定値及び計算結果の詳細は別途確認いただくようにします。 新処分場の設計では安定計算はしていませんが、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010改訂版」(全国都市清掃会議)等に基づいて設計していること、土質、押え盛土の構造等が廃棄物移設工事と共通していることから、安定であると判断しています。 なお、最終処分場は、埋立地内には浸出水が滞留しないよう、浸出水集排水設備(暗渠管)や、速やかに浸出水処理施設へ送水する設備を設置します。集中豪雨時など一時的に埋立地内に地下水水位が生じる可能性はありますが、溜まっても短時間で無くなるため、安定計算では盛土部分の地下水は考慮していません。

表 2.2(2) 有識者会議の意見及び事業者の見解 (令和6年8月26日開催)

番号	項目名	意見内容	事業者(松本市)の見解
4	第3章 3.2 生活環境影響調査の項目の選定理由	選定根拠の表現(影響はほとんどない、影響は小さい等)に用語の使い方の基準はあるのか。使う言葉の定義があいまいだと、この図書の信頼性を損なう可能性がある。表現の定義について書き込む必要はないが、もし聞かれたら答えられるように準備しておく必要がある。	【当日回答】 断言している部分は影響がないと言い切れると考えると使っています。小さくないという表現については明確な基準はありません。表現の定義について聞かれた際にはお答えできるように準備します。 【事後回答】 次のような使い分けで表現を統一し、修正します。 ・「影響はない」…理論的、経験的に影響の可能性がない場合 ・「影響はほとんどない」…理論的または経験的に影響の可能性が低い場合 ・「影響は小さい」…設計上の工夫や環境保全措置等により影響が小さく抑えられる場合 ・「影響が考えられる」…影響があると想定される場合 ・「影響の可能性について検討する」…理論的または経験的に影響の可能性が低いもの、その根拠を特に詳しく説明することとした場合 承知しました。
5	第4章 調査・予測・保全対策・評価	4章でも「ない」「ほとんどない」という記述が混在しているので最終版ができる前に表現を見直すか、その質問に対して答えられるように準備しておく必要がある。	
6	第4章 第1節 大気質	大気質の部分について、妥当な結果が出ていることを確認した。	-
7	第4章 第2節 騒音	【事前質問】 表4.2.11の下の注釈で昼間の時間区分(6-22時の16時間)であることが示されているが、本文中にも記載してほしい。第1節大気質の表4.1.18では24時間交通量が示されているので、混乱する。	承知しました。調査書で記述を修正します。
8	第4章 第2節 騒音	【事前質問】 表4.2.18の朝の数値がNo.1とNo.2で逆ではないか。	ご指摘の通りです。修正します。
9	第4章 第2節 騒音	【事前質問】 P4.2.22の(5)予測結果について、現状の交通量と変化がないことは分かるが、現状の台数を示した方が影響が少なくなることが明確になる。	承知しました。調査書で記述を修正します。
10	第4章 第2節 振動	【事前質問】 表4.3.10の小型車と大型車の数値が逆になっている。他の表も確認を。	ご指摘の通りです。修正します。 表4.3.10以外では間違いはありませんでした。 ご指摘の通りでした。7時から19時までの12時間の集計結果に修正します。 なお、予測結果には影響しません。
11	第4章 第3節 振動	表4.3.10の交通量の集計が7時から19時までの12時間のはずが7時から20時までの13時間になっている。	草刈りのおいや、草刈り後の草の蒸れたにおいなどが考えられますが、悪臭と感ずるかどうかは個人差や地域性もあります。調査場所の地域性を考えると、悪臭には当てはまらないと思います。
12	第4章 第5節 悪臭	悪臭の調査結果が「草木のおい」となっていたが、植物のおいの中には悪臭に相当するものもある。現地での調査結果は悪臭に相当するものではないという理解でよいか。	
13	第4章 第5節 悪臭	現況で臭気が感じられているとのことだが、数値も低いし、処分場由来の臭いではないとわかっているようであるから問題ないと思う。	-
14	第4章 第5節 悪臭	地名の記載が間違っているもので修正すること。(p4-5-4)	ご指摘の通りです。修正します。また、全編に渡り記載の間違い等がないかどうか再度確認し、あれば修正します。

表 2.2(3) 有識者会議の意見及び事業者の見解 (令和6年8月26日開催)

番号	項目名	意見内容	事業者(松本市)の見解
15	第4章 第6節 水質	工事及び供用中は、外周水路によって周辺からの雨水を河川放流することになると思うが図4-6-5を見ただけでは処理場からの水も河川放流すると誤解される可能性がある。外周水路の水は処理場内を流れないので、処理場から汚い水が河川放流されると誤解されないように記述してほしい	【当日回答】 3章への記述の仕方も含めて検討し、修正します。 【事後回答】 図4-6-5について、埋立地内の雨水は外周水路に流れ込まないこと、外周水路には埋立地の外からの雨水が流入することが読み取れるように修正します。併せてP4-6-12の(5)2)雨水の排水経路の記述について、誤解の無いように修正します。
16	第4章 第6節 水質	【事前質問】 表4.6.10(2)で予測項目をBOD, SS, 有害物質としているが予測結果の記述がない。浸出水処理水は下水道放流なので、影響はないと思われが、影響がないことを記載してはどうか。	ご指摘の通りです。 P4-6-16の(5)予測結果の記述にBOD、SS、有害物質に関する記述を追加し、同様に表4.6.14にも記述を追加します。
17	第4章 第11節 動物	建設工事は大きな工事になるが、どの時期にどこでどんな工事が行われるか示されないと、どのような影響があるかわからない。工事が行われる位置を図示してほしい。	工事の行われる場所とその内容と、猛禽類の営巣場所などの、動物の生息場所の位置関係についてわかるように表現します。貴重な動植物の位置情報については、非公開發料に示します。
18	第4章 第13節 景観	景観の変化によって建物が見えちゃうのであれば、景観に配慮した建物の形状にすることも記述したほうが良いのではないかと。	【当日回答】 検討いたします。 【事後回答】 新設する浸出水処理施設の意匠について、周辺環境との調和を図り景観に配慮した施設とすることを記述します。
19	第5章 総合評価	総合評価でも「影響がない」、「影響が小さい」という記述が混在しているので確認すること。	承知しました。
20	第5章 総合評価	総合評価に「斜面の安定」について記述を追加してほしい。	承知しました。
21	第6章 事後調査計画	事後調査計画はアセス手続きの中で非常に重要性の高い部分である。事後調査計画で想定していなかったことが出てくることがあるので、その時の対応の詳細について具体的に記述を追加してほしい。	承知しました。
22	第6章 第2節 事後調査計画	ギンランを移植するということだが、過去の事業等で定着する移植手法等について調べているのか。移植したがるまくいかなかった事例もあるので気を付けてほしい。	できる限り過去の事例を調べ、有効な方法を検討した上で移植を実施します。
23	第6章 第2節 事後調査計画	長野県の技術委員会では長野県には地元の研究者がたくさんいるという指摘がよくなされる。そのような方々の知恵を借りることも有効だと思うので選択肢の一つとして意識してほしい。	承知しました。
24	第6章 第2節 事後調査計画	【事前質問】 本報告書とは関係ありませんが、今後の運営として、周辺住民から道路交通など除外した項目の騒音・振動・低周波音に関する指摘があった場合は、内容を十分聞き取り原因の究明と対策などの対応を迅速に行ってください。	承知しました。 【事後回答】 非選定とした項目についても、周辺住民から指摘等があった場合は、内容を十分聞き取り原因究明や必要な対策の実施などの対応を迅速に行う旨を追記しました。
		以下余白	

第3章 調査書（案）の修正内容

調査書（案）に対する有識者会議の意見等を踏まえ、調査書（案）の見直し及び修正を行い、その内容を調査書に反映させた。主な修正事項の一覧を表 3.1(1)～(2)に示す。

表 3.1(1) 主な修正内容一覧(1)

調査書(案)における項目	主な修正内容
第1編 第2章 2.2 社会的状況	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2.2 交通量の状況」の表 2.2.4 に 12 時間交通量調査と 24 時間交通量調査の時間帯の記述を追加。(P2-6)
第1編 第2章 2.3 自然的状況	<ul style="list-style-type: none"> 「2.3.3 地象」の状況に「松本市ハザードマップ」(令和6年4月)及び「第3次長野県地震被害想定調査」(平成27年3月)の震度予測の情報を追加。(P2-91～P2-92)
第1編 第3章 3.2 生活環境影響調査の項目と選定理由 (その他関連部分)	<ul style="list-style-type: none"> 各調査項目の選定根拠等の影響に関する表現を、次のような使い分けで統一した。(P3-3～P3-15) <ul style="list-style-type: none"> 「影響はない」…理論的、経験的に影響の可能性がない場合 「影響はほとんどない」…理論的または経験的に影響の可能性が低い場合 「影響は小さい」…設計上の工夫や環境保全措置の実施等により影響が小さく抑えられる場合 「影響が考えられる」…影響があると想定される場合 「影響を与える可能性について検討する」…理論的または経験的に影響の可能性がないか低いものの、その根拠を特に詳しく説明することとした場合 調査書全編に渡り、影響に関する表現を上記の使い分けで統一した。
第1編 第4章 第2節 騒音	<ul style="list-style-type: none"> 「2. 工事中における工事関係車両の走行に伴う騒音の影響」の予測条件の設定について、予測に用いた交通量は騒音の予測時間帯に合わせて6時～22時までの16時間の値を用いたことを本文にも明記。(P4-2-10) 「3. 工事中における建設機械の稼働に伴う騒音の影響 3) 予測条件の設定 ウ 暗騒音」の「表 4.2.18 暗騒音に設定した騒音レベル」の No.1 と No.2 の朝の数値を修正。(P4-2-16) 「4. 供用時における廃棄物搬入車両等の走行に伴う騒音の影響」の予測結果について、交通量が現状とほとんど変わらないことが分かりやすいよう、記述を追加。(P4-2-22)
第1編 第4章 第3節 振動	<ul style="list-style-type: none"> 「2. 工事中における工事関係車両の走行に伴う振動の影響」の予測条件の設定について、予測に用いた交通量の誤記を修正。(P4-3-9) 「4. 供用時における廃棄物搬入車両等の走行に伴う振動の影響」の予測結果について、交通量が現状とほとんど変わらないことが分かりやすいよう、記述を追加。(P4-3-18)
第1編 第4章 第5節 悪臭	<ul style="list-style-type: none"> 「表 4.5.5(1)臭気指数及び臭気強度調査結果(夏季)」の地名の誤記を修正。(P4-5-4)
第1編 第4章 第6節 水質	<ul style="list-style-type: none"> 「2. 工事中における土地造成、掘削及び舗装工事・コンクリート工事に伴う水質への影響」の予測結果について、埋立地内の雨水は外周水路に流れ込まないこと、外周水路には埋立地の外からの雨水が流入することが読み取れるよう記述を追加。(P4-6-12) 「図 4.6.5 工事中の雨水の排水経路」について、矢印を追加して外周側溝が場外の雨水を埋立地内に流下させない機能を持つことが分かりやすいように修正。(P4-6-14) 「4. 供用時における最終処分場の存在及び浸出水処理水の排出に伴う水質への影響」の(5)予測結果に BOD、SS、有害物質に関する記述を追加。(P4-6-16) 「表 4.6.14 環境保全に関する目標(存在による影響)」に BOD、SS、有害物質を追加。(P4-6-17)
第1編 第4章 第7節 水象	<ul style="list-style-type: none"> 「図 4.7.6 雨水排水経路」について、水質の「図 4.6.5 工事中の雨水の排水経路」と同様に矢印を追加して外周側溝が場外の雨水を埋立地内に流下させない機能を持つことが分かりやすいように修正。(P4-7-12)
第1編 第4章 第9節 地形・地質	<ul style="list-style-type: none"> 「2. 施設の使用による影響」の予測結果「3) 埋立地の安定性」について、埋立地の盛土法面は地震時にも安定であるよう設計されている旨の記述を追加。(P4-9-8)
第1編 第4章 第10節 植物	<ul style="list-style-type: none"> 「図 4.10.3 新処分場の整備に伴い変更を行う範囲」に、キャッピングの範囲の図示を追加。(P4-10-12)

表 3.1(2) 主な修正内容一覧(2)

調査書(案)における項目	主な修正内容
第1編 第4章 第11節 動物	<ul style="list-style-type: none"> ・「図 4.11.9 新処分場の整備に伴い改変を行う範囲」を図 4.11.9(1)～(3)とし、期間別に改変場所と改変内容が分かるよう図示。(P4-11-27～P4-11-29) ・影響予測結果の表 4.11.21 及び表 4.11.22 中の影響に関する表現を、第3章と統一した使い分けに修正。(P4-11-25～P4-11-26、P4-11-30～P4-11-34)
第1編 第4章 第12節 生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・影響予測結果の表 4.12.8 及び表 4.12.9 中の影響に関する表現を、第3章と統一した使い分けに修正。(P4-12-9～P4-12-10)
第1編 第4章 第13節 景観	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全措置として、新設する浸出水処理施設の意匠について、周辺環境との調和を図り景観に配慮した施設とすることを、本文及び表 4.13.9 に記載。(P4-13-17)
第1編 第5章 総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・影響に関する表現を、第3章と同様の使い分けに修正。(P5-1～P5-2) ・「5.2.2 存在・供用による影響」の「(2) 最終処分場の存在」に関する記述に、土取場の切土法面及び処分場の盛土法面が安定性に十分配慮して設計されている旨の記述を追加。(P5-2)
第1編 第6章 事後調査計画	<ul style="list-style-type: none"> ・不測の事態への対応の記述を追加。(P6-1) ・影響に関する表現を、第3章と同様の使い分けに修正。(P6-1～P6-8) ・「3.2 環境保全措置の追加・見直し等」に、「1. 工事による影響」及び「2. 存在・供用による影響」を追加し、事後調査の結果に基づく具体的対応の記述を追加。(P6-13)

第4章 調査書に関する審議経過

1. 有識者会議の意見及び事業者の見解

調査書に対する有識者会議の意見及び事業者の見解は、表 4.1 及び表 4.2 に示すとおりである。

表 4.1 有識者会議の意見及び事業者の見解（令和6年11月28日開催）

番号	項目名	意見内容	事業者（松本市）の見解
1	第3章 3.2 生活環境影響調査の項目の選定理由 他	言葉の不統一などの不備から、調査書の内容が本当に守られるかについて心配している人からは、疑念を持たれるようなこともあり得る。今回の修正で、その点が解消されたと思う。	-
2	第4章 第9節 地形・地質	ハザードマップでは糸魚川-静岡構造線の断層で地震が起きると6強の揺れがあるとされている。6強ともなると通常の構造物でも被害が出るが、それを踏まえた検討が行われているか。 P4-7-14の図4.7.7では、新処分場の埋立範囲が緑で示されており、既存の処分場の構造物がある。この構造物について安定計算を実施したのか。その時に深度6強の揺れを見込んでいるか。	既存の構造物について安定計算を行っています。糸魚川-静岡構造線全体が揺れた時を想定しているため、6強の揺れが想定されています。
3	第4章 第9節 地形・地質	P4-7-14の図4.7.7では、オレンジ色の部分が既存の処分場となり、緑の部分を埋め立てるという理解でよいか。	その通りです。オレンジ色の線が中央でV時になっているところが現状の状態であり、「埋土」と書いた部分が処分場の工事で土を入れて処分場の底面を作ります。その上に廃棄物を盛り立てて、最終的に緑色の線のところまで埋立を行います。
4	第4章 第9節 地形・地質	地震で壊れるとすると、既存の構造物の部分になる。P4-7-15の図4.7.8に示されるa-a'断面の、aの先が谷地形になっているが一部斜面が崩れた時にも廃棄物が流れ込まないか。	下流側は沢の地形になっており、上流側に既存の最終処分場のコンクリートの貯留堰堤があります。こちらも、糸魚川-静岡構造線の地震で揺れた時にも構造物が倒れたり、ずれたりしないことを調査で確認しています。
5	第4章 第9節 地形・地質	地震も想定や法面の安定、既存構造物の安全性について検討をしたことを、もう少し、調査書に記述してもらいたい。既存の構造物と新処分場の関係や、斜面が壊れた場合にも既存の構造物があるという内容が盛り込まれれば、よりよいものになる。	【当日回答】 承知しました。 【事後回答】 P4-9-7の(5) 予測結果に、糸魚川-静岡構造線の断層の地震を踏まえ、盛土法面の設計と既存の貯留堰堤の耐力の確認を行っている旨を記述し、予測結果の内容を充実させます。
6	第2編 第2章 調査書に関する審議経過	説明会での質問からは、調査書に書かれていることがきちんと履行されるかどうかについて住民の方が懸念を持っていることが伺える。事業者がきちんと履行することは当然だが、回答にこれ以上書くことは難しいと思われるため、回答としては適切だと思う。	-

表 4.2 有識者会議の意見及び事業者の見解（令和7年1月20日資料送付、書面審議）

番号	項目名	意見内容	事業者（松本市）の見解
1	第2章 第6節 水質	表4.6.12に環境基準が設定されている項目としてダイオキシン類、カドミウム、鉛、亜鉛、水銀が挙げられているが、表4.6.5水質（健康項目）には亜鉛がない。表4.1.26の大気質の調査項目のうち、水質に関連するものを上げているのか。	ご指摘の通り、表4.6.12には、表4.1.26に挙げた大気質の重金属類の調査項目のうち、水質の環境基準項目があるものを挙げました。亜鉛については水質の現地調査は行っていないため表4.6.5水質（健康項目）には示していませんが、亜鉛も重金属類に含めて定性的な予測を行なっているため、表4.6.12には亜鉛を記載し、評価結果も亜鉛を含め環境保全に関する目標との整合性は図られていると評価しているものです。
		以下余白	

第5章 調査書の修正内容

調査書に対する有識者会議の意見等を踏まえ、調査書の見直し及び修正を行い、その内容を反映させた。主な修正事項の一覧を表 5.1(1)～(2)に示す。

表 5.1(1) 調査書の主な修正内容一覧(1)

調査書における項目	主な修正内容
第1編 第1章 1.5 事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「1.5.4 事業計画の概要 (2) 主要設備の概要 1) 埋立地 (貯留構造物)」に、埋立地成形による旨の記述を追加し、掘削・盛土等の範囲図を追加。(P1-12、P1-14) (図の追加により、以降の図番を修正) ・「1.5.4 事業計画の概要 (3) 工事中の通行ルート」に廃棄物の搬出の記述を追加。(P1-25) ・「表 1.5.9 施設整備工事の工程」を最新のものに変更し、造成工事の工程に「埋立地成形」の記述を追加。(P1-28)
第1編 第3章 3.2 生活環境影響調査の項目と選定理由 (その他関連部分)	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬 (機材・資材・廃材等) に廃棄物を追加。(P3-2～P3-6、P3-8、P3-11～P3-15) ・「表 3.1.1 生活環境影響調査の項目の選定結果」の大気質及び水質の「運搬 (機材・資材・廃材等)」の区分に標準化項目を追加。(P3-2) ・「表 3.2.1(1)生活環境影響調査の項目の選定理由 (大気質：工事による影響)」にダイオキシン類及び重金属類の記述を追加。(P3-3) ・「表 3.2.6(1)生活環境影響調査の項目の選定理由 (水質：工事による影響)」に廃棄物搬出時の影響の記述を追加。(P3-8) ・「表 3.2.15 生活環境影響調査の項目の選定理由 (廃棄物等：工事による影響)」に埋立地成形の記述を追加。(P3-15)
第1編 第4章 第1節 大気質	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬 (機材・資材・廃材等) に廃棄物を追加。(P4-1-14～P4-1-15) ・「2. 工事における工事関係車両等の走行に伴う大気質への影響 2) 工事における運搬車両の走行に伴う粉じん飛散の程度」の予測結果に、ダイオキシン類及び重金属類を追加し、「イ) ダイオキシン類及び重金属類の飛散の程度」にダイオキシン類及び重金属類に関する予測等の記述を追加。(P4-1-24～P4-1-27) (表の追加により、以降の表番を修正)
第1編 第4章 第2節 騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬 (機材・資材・廃材等) に廃棄物を追加。(P4-2-8)
第1編 第4章 第3節 振動	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬 (機材・資材・廃材等) に廃棄物を追加。(P4-3-5)
第1編 第4章 第4節 低周波音	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬 (機材・資材・廃材等) に廃棄物を追加。(P4-4-6)
第1編 第4章 第6節 水質	<ul style="list-style-type: none"> ・「6.2 予測及び影響の評価」の「1. 予測の内容及び方法」の表 4.6.10(1)に運搬 (機材・資材・廃材・廃棄物等) の記述を追加。また、「2. 工事における廃棄物搬出車両からの粉じんの飛散に伴う水質への影響」を追加し、廃棄物搬出時の搬出車両からの水質への影響の旨の記述を追加。(P4-6-11～P4-6-13) (項目追加により、以降の表番及び見出し番号を修正)
第1編 第4章 第9節 地形・地質	<ul style="list-style-type: none"> ・「2. 施設の使用による影響 (5) 予測結果 1) 現最終処分場の安定性」について、糸魚川-静岡構造線の断層の地震を踏まえて、盛土法面の設計と既存の貯留堰堤の耐力の確認を行っている旨の記述を追加。(P4-9-7)
第1編 第4章 第11節 動物	<ul style="list-style-type: none"> ・「図 4.11.9(1)新処分場の整備に伴い変更を行う範囲 (令和7年7月～令和8年7月)」に廃棄物搬出の変更内容を追加。(P4-11-27)
第1編 第4章 第14節 触れ合い活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬 (機材・資材・廃材等) に廃棄物を追加。(P4-14-13～P4-14-14)
第1編 第4章 第15節 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・「2. 廃材・残土等の発生・処理による影響 (4) 予測方法 1) 予測手順」に廃棄物搬出の記述を追加 (P4-15-2)。また、(5) 予測結果に「3) 埋立地成形時に発生する廃棄物」を追加して、埋立地成形時の廃棄物搬出の旨の記述を追加 (P4-15-3)。
第1編 第4章 第16節 温室効果ガス等	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬 (機材・資材・廃材等) に廃棄物を追加。(P4-16-2) ・「2. 工事中の温室効果ガス排出量」の予測手順に、廃棄物搬出の記述を追加。(P4-16-3)

表 5.1(2) 調査書の主な修正内容一覧(2)

調査書における項目	主な修正内容
第1編 第5章 5.2.1 工事による影響	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬（機材・資材・廃材等）に廃棄物を追加。（P5-1）
第1編 第6章 事後調査計画	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬（機材・資材・廃材等）に廃棄物を追加。（P6-1～P6-3、P6-8～P6-9） ・「表 6.1.1 事後調査項目の選定・非選定の理由（大気質：工事による影響）」及び「表 6.1.9 事後調査の選定・非選定の理由（水質：工事中）」に、運搬（機材・資材・廃材・廃棄物等）についての記述を追加。（P6-1、P6-4） ・1.4 低周波音に、「1.工事による影響」の記述を追加。（P6-3）